

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

| 1. 評価対象に関する事項 | | |
|---------------|------------------|-----------------|
| 法人名 | 独立行政法人北方領土問題対策協会 | |
| 評価対象事業年度 | 年度評価 | 平成 26 年度（第 2 期） |
| | 中期目標期間 | 平成 25～29 年度 |

| 2. 評価の実施者に関する事項 | | | |
|-----------------|--------------------------------|---------|---|
| 主務大臣 | 内閣総理大臣 | | |
| 法人所管部局 | 内閣府北方対策本部 | 担当課、責任者 | 北方対策本部参事官 山谷 英之 |
| 評価点検部局 | 内閣府大臣官房政策評価広報課 | 担当課、責任者 | 内閣府大臣官房政策評価広報課 横田 正文 |
| 主務大臣（融資業務のみ） | 内閣総理大臣及び農林水産大臣 | | |
| 法人所管部局 | 内閣府北方対策本部及び水産庁漁政部水産経営課 | 担当課、責任者 | 北方対策本部参事官 山谷 英之 水産庁漁政部水産経営課長 竹内 純一 |
| 評価点検部局 | 内閣府大臣官房政策評価広報課及び農林水産省大臣官房評価改善課 | 担当課、責任者 | 内閣府大臣官房政策評価広報課 横田 正文 農林水産省大臣官房評価改善課 上田 弘 |

| 3. 評価の実施に関する事項 |
|--|
| 独立行政法人北方領土問題対策協会の自己評価に対して、有識者の意見を踏まえつつ「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」（平成 27 年 6 月 12 日内閣総理大臣決定）に基づき、主務大臣の評価を実施した。また、評価の点検を行うに際しては、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び国立研究開発法人審議会水産部会を開催し、意見を聴取した。 |

| 4. その他評価に関する重要事項 |
|------------------|
| 特になし |

| 1. 全体の評価 | | | | | |
|-------------------|--|-----------------------------|------|------|------|
| 評価 (S、A、B、C、D) | B (※平成 25 年度の業績評価については改正前の独立行政法人通則法に基づき実施されたものであり、単純比較はできない旨付言する。) | (参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 | | | |
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | A | B | | |
| 評価に至った理由 | 定量的な指標の中には中期目標等の 120%に匹敵する指標も散見され、いずれの項目においても、中期目標等に鑑みておおむね順調に達成されていると認められる。 | | | | |

| 2. 法人全体に対する評価 | |
|---------------------|---|
| 法人全体の評価 | <p>長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、少ない要員ながら、創意工夫して、計画に沿った事業の推進が総合的かつ適切に行われている。また、コスト削減を考慮した効率化に向けた努力も図られており、内部統制については強化に取り組んでいると認められる。</p> <p>さらに、国民世論の啓発については、若年層や女性を対象に、わかりやすく、かつ親しみやすい活動を行い、創意工夫がみられるとともに、その活動結果についても、改善点を検討し、次の活動に反映しており、効果の向上に努めていた。今後、北方領土問題について、広く国民に周知されるよう、一層の取組を期待したい。その際には、従来から繋がりのある地元自治体や外部団体にとどまらず、地元の様々な団体や民間事業者、教育機関などとの連携による取組も期待される。</p> <p>融資事業について、リスク管理債権の比率は、平成 22 年度以降で最低の 1. 13%となっており、計画を十分に達成している。制度の周知、関連機関との連携強化、リスク管理債権の縮減等にも努めており、全体として順調に業務が進捗していると評価できる。</p> |
| 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項 | 該当なし |

| 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 項目別評価で指摘した課題、改善事項 | 引き続き趣旨、目的に沿った啓発事業、融資事業等の活動を期待したい。 |
| その他改善事項 | 特になし |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | 特になし |

| 4. その他事項 | |
|----------|------|
| その他特記事項 | 特になし |

| 中期計画（中期目標） | 年度評価 | | | | | 項目別 調書No. | 備考 |
|---|-------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| | 25年度 (※) | 26年度 | 27 年 度 | 28 年 度 | 29 年 度 | | |
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | | | | | |
| （1）国民世論の啓発 | | | | | | | |
| ①北方領土返還要求運動の推進 | A | B | | | | I-(1)-① | |
| ②青少年や教育関係者に対する啓発の実施 | A | B | | | | I-(1)-② | |
| ③北方領土問題にふれる機会の提供 | A | B | | | | I-(1)-③ | |
| （2）北方4島の交流事業 | A | B | | | | I-(2) | |
| （3）北方領土問題等に関する調査研究 | A | B | | | | I-(3) | |
| （4）元島民の援護 | A | B | | | | I-(4) | |
| （5）北方地域旧漁業権者等に対する融資事業 | A | B | | | | I-(5) | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 中期計画（中期目標） | 年度評価 | | | | | 項目別 調書No. | 備考 |
|---------------------------|-------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| | 25年度 (※) | 26年度 | 27 年 度 | 28 年 度 | 29 年 度 | | |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | | | | | | | |
| 一般管理費の削減 | A | B | | | | II-1 | |
| 業務経費の効率化 | A | B | | | | II-2 | |
| 人件費の適正化 | A | B | | | | II-3 | |
| 一般競争入札の実施 | A | B | | | | II-4 | |
| 内部統制 | A | B | | | | II-5 | |
| 運営費交付金金額策定 | A | B | | | | II-6 | |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | |
| 一般業務勘定 | — | — | | | | III-1 | |
| 貸付業務勘定 | A | B | | | | III-2 | |
| IV. その他の事項 | | | | | | | |
| 重要な財産の処分等に関する計画 | A | B | | | | IV-1 | |
| 剰余金の使途 | — | — | | | | IV-2 | |
| 施設及び整備に関する計画 | B | B | | | | IV-3 | |
| 人事に関する計画 | A | B | | | | IV-4 | |
| 中期目標期間を超える債務負担 | — | — | | | | IV-5 | |
| 情報セキュリティ対策 | A | B | | | | IV-6 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

平成 25 年度業務実績評価は改正前の独立行政法人通則法等に基づき、独立行政法人評価委員会による評価が行われていたため、単純比較はできない。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---------------|----------------------|-----------------------------|
| I- (1) -① | 北方領土返還要求運動の推進 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 事業番号 0143 |

| 2. 主な経年データ | | | | | | | |
|-----------------------------|------------|--------------------|---------|---------|------|------|------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 事業等の回数 | 年間 100 回以上 | 148 回 | 144 回 | 146 回 | | | |
| ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 予算額（千円） | | | 588,600 | 527,644 | | | |
| 決算額（千円） | | | 598,034 | 489,439 | | | |
| 経常費用（千円） | | | 578,574 | 477,746 | | | |
| 経常利益（千円） | | | － | － | | | |
| 従事人員数 | | | 3 人 | 2 人 | | | |

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---|---|--|---|----|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 評価 | 理由 |
| 幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き、全都道府県に働きかけるものとする。これらの活動の水準は 100 回以上を維持する。また、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討するものとする。 | 幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を 100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な | (ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間 100 回以上に保たれるよう適切な支援を行う。また、これらの事業の実施による効果は、事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査の結果を活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に努める。 (イ) 北方領土返還要求全国大会（2月7日「北方領土の日」開催場所：東 | <主な定量的指標> 北方領土返還要求全国大会を始め、各種事業等を年間 100 回以上開催したか <その他の指標> 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣したか 都道府県推進委員全国会議等の会議を開催したか 助成の支援条件、審査方法は適切か 各事業統一的なア | <主要な業務実績> 年間 146 回の支援事業を実施した。支援の条件として、返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという政府の北方領土問題への基本的立場に合致していることとし、費用についても費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ、効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が、支援条件に合致しているかを確認している。支援を行った事業については、事業終了後に各実施団体より、参加人数、参加者の反応状況、事業における新たな取組状況などを記載する事業実施報告書の提出を受けており、全国の県民大会や講演会研修会には、約 9,700 人の参加があり、県民会議の収集した署名数は約 537,000 件に上るなど、返還運動の推進に寄与した。 昨年度のアンケート結果や政府で実施した世論調査の結果を踏まえ、若年層の関心を高めるため、北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」を用いた啓発活動を引き続き行った。また、文部科学省において、領土教育の充実を図るため「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂を行い、北方領土についても触れられた。これを踏まえ、教育者会議全国会議などあらゆる場面において、政府の世論調査に基づく学校教育の必要性とあわせて当該改訂について改めて周知を行った。さらに、県民大会での新たな取り組みとして、スピーチコンテストの最終選考会エントリーの生徒にスピーチを披露してもらうことで、同生徒 | 評価 | B |
| これらの事業の実施によ | | | | | <評価に至った理由> 北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援を 100 回以上実施する等、中期目標に基づいた計画遂行の実績が認められる。 また、都道府県推進委員全国会議等の会議等についても計画通り開催され、推進委員等を活用して各地域間の情報共有や啓発活動の改善に向けた努力も認められる。 これらの各種事業や会議等においてはおおむね高い評価を得ており、アンケート調査を実施することや報告を受けることで、課題・改善点を把握し、よりよい運動の推進に向けた検討を図り、それを実施し、効 | |

| | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|
| <p>る効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況や、実施事業の啓発効果について前中期目標期間に検討した新たな指標も活用して把握するとともに、北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかも含め、これらの結果を活用して、複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする。</p> <p>また、保有する北方領土返還運動のための啓発施設について、保有目的に照らして更なる有効活用を図る。</p> | <p>情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。さらに、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討する。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び新たな指標として各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査等の結果も活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民全体の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に資するものとする。</p> <p>「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。</p> | <p>京)</p> <p>(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等</p> <p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p> <p>(i) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p> <p>(v) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。</p> <p>(x) 会議を招集するとともに、必要に応じて北連協及びその加盟団体等の今年度の計画、総括・見直し、課題等に対して助言や支援を行う。</p> <p>○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月)</p> <p>○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定)</p> <p>○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定)</p> <p>○ 県民会議ブロック会議(6ブロック)</p> <p>(y) 根室地域の啓発施設については、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設備整備等を行う。また、啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。</p> | <p>ンケートを事業参加者に対して実施したか</p> <p>啓発事業の効果について事業実施団体から報告を受けたか</p> <p>アンケートを踏まえ国民の関心度等を測定・分析したか、また、分析の上で啓発活動の改善のために検討したか</p> <p>都道府県推進委員全国会議等の各種会議の目的を達成することができたか</p> <p>推進委員制度等を活用した情報共有の効果はあるか</p> <p>北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に活用されたか</p> <p><評価の視点></p> <p>幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強く国民運動を展開する上で資するものか</p> | <p>の学校の同級生や指導教諭が県民大会へ参加するようになったことから、今後とも、こうした取り組みを更に充実させて、若い世代の参加を促していく。</p> <p>県民会議、北連協が開催した県民大会、研修会・講演会等にロシア・北方領土問題等の研究者、実務家、また、元島民等を講師として派遣した。</p> <p>協会から、毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情勢に関する情報を提供するとともに、推進委員からは、四半期毎に活動報告書の提出を求めるなど、情報の共有化を図り、地域における返還要求運動を効果的、効率的に実施できた。各推進委員の取組みにより、国民世論の啓発に関しては、協会、県民会議、都道府県が一体となって、全国で100回を超える各種事業を毎年滞りなく実施出来ており、また、新たに教育者会議が2県に設置されるなど、地域における返還運動の更なる発展にも寄与している。さらに、四島交流事業でも、訪問団員の取りまとめや、受入事業をスムーズに実施するための土台作りを行うなど、協会の事業を円滑に実施できるよう活動している。</p> <p>都道府県推進委員全国会議の実施により、事業計画の周知が図られ、県民会議の事業計画との役割分担が明確になった。また、事業実施に当たったの問題点をお互い共有することが出来たことは、事業の円滑実施と効果的、効率的に推進する上で有益であった。</p> <p>都道府県民会議代表者全国会議の実施により、政府、協会の下半期、特に2月の強調月間での事業遂行に当たったの方針を確認することが出来た。</p> <p>ブロック幹事県担当者会議の実施により、協会の事業計画等を各ブロックの幹事である担当県民会議へ周知させることができるとともに、各ブロック内県民会議の問題点を共有化することが出来た。</p> <p>県民会議ブロック会議(6ブロック)の実施により、ブロック内の各県民会議事業の周知が図られ、問題点を共有することができるなど県民会議間の連携が強化された。</p> <p>北方領土の視察に訪れる方々に北方領土に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、関係資料を展示する啓発施設を保有し、北方領土を目で見る運動を推進している。来館者からは、「展示物がわかりやすい」といった意見が聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用された。各啓発施設に設置されている意見箱に寄せられたアンケートによると、94.7%の人が施設を有意義なものとして考えており、引き続き、来館者からの意見を踏まえつつ、施設の有効活用が行われるよう努力する。</p> | <p>果をあげていると認められる。北方館等の啓発施設では、北方領土を目で見る運動を推進しており、多くの来館者が有意義なものだったと考えており、国民の啓発のための施設として有効に利用されているものと認められる。</p> <p>このような点において、幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い国民運動の展開に向けて粘り強く取り組んでいることが認められ、中期目標等に照らして満足いく成果であるということが出来る。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>各事業においてアンケートではおおむね高い評価を受けているため、引き続き粘り強い取組が期待されるとともに、関心度の測定分析により更に強力な啓発活動にも期待したい。</p> <p><その他事項></p> |
|---|--|---|--|---|--|

4. その他参考情報

| |
|--|
| |
|--|

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------------------|----------------------|-----------------------------|
| I—(1)—② | 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 事業番号 0143 |

| 2. 主な経年データ | | | | | | | |
|------------------------------|------|--------------------|------------------|------------------|------|------|------|
| ① 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | | | | | | | |
| ② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 予算額（千円） | | | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | | | |
| 決算額（千円） | | | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | | | |
| 経常費用（千円） | | | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | | | |
| 経常利益（千円） | | | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | | | |
| 従事人員数 | | | 3人 | 2人 | | | |

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|--|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 主務大臣による評価 |
| 次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等を行う。なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進、支援することなどによって、返還要求運動への継続的な参加について工夫するものとする。また、北方領土 | 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進・支援するなどして、効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促すよう努める。 また、協会が主催する事業については、 | 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、内容の充実に努める。 なお、事業に参加した青少年には、事後活動の結果報告の提出を県民会議に依頼するなどして、事後活動の推進を図るものとする。 また、協会が主催する事業については、アンケートを実施（北方少年交流事業を除く。）し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、次年度事業に反映させる。 ○ 北方少年交流事業（対象：北方領土元居住者の3世等） | 北方少年交流事業等各種事業を実施したか 「北方領土問題教育者会議」の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか 教育者会議全国会議を開催したか 前年度事業への意見等を踏まえた改善・プログ | <p><主要な業務実績></p> <p>北方領土問題に対する理解と関心を深めてもらうため、年度計画に予定した青少年及び教育関係者を対象とした事業を予定通り開催した。なお、青少年現地研修会と教育指導者現地研修会は合同で開催した。</p> <p>北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会では、アンケートにおいて要望があった「現地の声」を聞く機会として、根室海上保安部や漁協関係者からの講話をプログラムとして取り入れるとともに、授業実践として、青少年を2グループに分けて実際に北方領土模擬授業を行い、先生方には授業参観してもらうことで授業構成案作りの参考にってもらうなど研修プログラムの充実に努めた。</p> <p>北方領土ゼミナールでは、昨年度に引き続き、グループディスカッションとグループワークの時間を多く取り、学生が主体となって取り組み、議論を深め、充実した発表を行えるよう考慮した。また、グループワークのテーマを予め選定してもらい事前学習を促すとともに、2名の有識者を講師として招き、北方領土問題に関する講義を行い、グループワークにおける議論が更に深まるよう考慮した。</p> <p>北方領土問題学生研究会は、平成26年度は2回開催し、有識者を招いてディスカッションを行ったり、大学の教室において、一般学生向けに、元島民からの講話等の啓発活動を行った。これら活動を通して、学生に主体性を持たせることで、返還要求運動への意識を高めさせることができ、後継者育成の観点から非常に効果的であった。</p> <p>北方少年交流事業は、元島民三世等の北方少年が、関東・甲信越ブロック青少年事業に参加することで、お互いの意識を高めることができ、地域の活動の活性化に役立った。</p> <p>北方領土問題に関するスピーチコンテストは、青少年や教育関係者への更なる啓発を図るため、全</p> | | | 評価 B <評価に至った理由> 年度計画記載の7つの事業については、前年度のアンケートの指摘や要望を踏まえ、より参加者の視点に立ったプログラム内容に改善した上で計画通り実施されたと認められる。例えば、アンケートでの要望を踏まえて、北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会では「現地の声」を聞く機会として、根室海上保安部や漁協関係者からの講話をプログラムとして取り入れており、更なる事業の改善への意欲が認め |

| | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|
| <p>問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。</p> <p>研修会の開催等による効果や、同会議による成果の測定に当たっては、前中期中目標期間に検討した指標の活用も図っていくものとする。</p> <p>次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等を行う。</p> | <p>アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、意見を事業に反映させるように努める。</p> <p>学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努める。</p> <p>返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・ 同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 <p>○ 北方領土問題青少年現地研修会（対象：中学生、高校生／根室市）</p> <p>○ 北方領土問題教育指導者現地研修会（対象：中学校社会科担当教諭等／根室市）</p> <p>○ 北方領土ゼミナール（対象：大学生／根室市）</p> <p>○ 北方領土問題学生研究会（対象：大学生／原則年2回）</p> <p>○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト（対象：中学生）</p> <p>○ えとぴりか巡回研修事業</p> <p>学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資材及び学習教材集の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。</p> <p>県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。</p> | <p>ラム充実が図られたか</p> <p>各種事業に参加した青少年の事後活動を推進したか</p> <p>協会が主催する事業や北方領土問題教育者会議の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケートを実施したか</p> <p>設立済みの教育者会議への支援状況及び内容は有益であったか</p> <p><評価の視点></p> <p>返還要求運動の「後継者対策」に資するものか</p> | <p>国の中学生を対象としたスピーチコンテストを開催し、全国から6,073件の応募があり、事業の目的を十分達成できた。</p> <p>えとぴりか巡回研修事業は、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」を用いて、青少年等に対する研修事業を実施することは、非常に啓発効果があった。</p> <p>各事業の参加者を県民会議から受け付ける際に、事業参加者も返還運動（事後活動）に参画が見込めることを条件にすることや、県民会議に対して県民大会等の場において派遣報告の実施等を依頼するなど、青少年の事後活動の推進に努めている。</p> <p>アンケートの結果は、次年度以降のプログラム策定の際の参考とするため、協会で集約し、整理・保存している。なお、アンケート結果は事業全体としては、概ね良好な回答を得ているが、個別プログラムに対する設問や自由記述欄を設けるなどして、より参加者の要望を詳細に把握できるようなアンケートを実施しており、要望事項については、その内容を検討のうえ、新たなプログラムに取り入れられるなど、事業充実のため有効活用している。事業の参加者から提出された報告書及び感想文は、参加者の北方領土問題への理解や関心を把握するために非常に有意義なものであり、事業を評価する意見は他の事業への活用を図るとともに、事業に対する要望などは、次年度の事業プログラム策定に当たっての参考資料として有効活用している。</p> <p>推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議の設立について、各県民会議のイニシアティブで、教育の特殊性に配慮しながら、各県の事情も踏まえつつ設立に向けて取り組むよう要請するとともに、県民会議と教育者会議の連携と課題について協議を行った。これを受け、未設置県だった2県（埼玉県、千葉県）で新たに設立され、設置県は44都道府県となった。</p> <p>各県の教育者会議で開催された研修会等のほか、資料集等の作成、作文コンクールなど教育者会議と県民会議が協力して実施する特別事業及び「北方領土教育実践推進指定校」制度に対して活動支援を行った。このほか、各県の教育者会議の実践事例等活動状況を他県に提供したほか、資料・資材の供与等を積極的に行ったことにより、授業構成案、教材等が整備され、北方領土問題を授業で取り上げる環境が格段に整ったことは、北方領土教育の効果的、効率的な充実・強化を図る上で有益であった。</p> <p>また、教育者会議間の連携を図るとともに、今後の取組について協議し、更なる効果的、効率的な発展を目的として「教育者会議全国会議」を開催した。会議では、各県の教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、北方領土実践教育のための情報を共有することができた。アンケートでは、94.6%の人が有意義と回答した。会議の成果についても、各都道府県において教育者会議や県民会議において会議内容を報告するとともに、あらゆる機会を通じて教育者に会議成果が伝わるよう各都道府県教育者会議に依頼するなど、教育関係者にフィードバックするよう努めた。</p> <p>青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年が自らの目で北方領土を望見し元島民の体験談を聞くことにより、北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的とする事業に対して適切な支援を行い、平成26年度は20県民会議において実施された。参加者からは、「実際に目で見ることで日本の領土であることを再認識した」など大変有意義であったとの評価を受け、北方領土問題を身近な問題として理解する上でとても有益であった。</p> | <p>られる。これらについては、事後活動の推進も念頭において事業実施がなされていると認められる。</p> <p>また、教育者会議全国会議においては、活動事例の紹介や成果物の配布を行って、情報共有に努めており、その結果アンケートを実施して、会議参加者の実感を確認したところ、有意義だったと認められた。さらに、教育者会議の未設置県については、訪問・説明活動を行った結果として、新たに設置する県ができるなどその成果も認められる。</p> <p>以上の点から返還要求運動の「後継者」対策に資する取組が行っていると認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p> |
|--|--|---|--|---|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------------|----------------------|-----------------------------|
| I- (1) -③ | 北方領土問題にふれる機会の提供 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 事業番号 0143 |

| 2. 主な経年データ | | | | | | | |
|-----------------------------|------|--------------------|------------------|------------------|------|------|------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | | | | | | | |
| ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 予算額（千円） | | | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | | | |
| 決算額（千円） | | | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | | | |
| 経常費用（千円） | | | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | | | |
| 経常利益（千円） | | | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | 北方領土返還要求運動の推進の内数 | | | |
| 従事人員数 | | | 4人 | 3人 | | | |

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|--|--|----|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | | 評価 | 理由 |
| | 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、ICT や民間企業のノウハウを活用し、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫に努める。 | 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、刊行物やパンフレットのほかに、民間企業のノウハウも活用しながら、インターネット等の ICT や街頭ビジョン等を用いて、多くの国民の目にふれやすい事業を実施する。なお、実施に当たっては、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、例え | 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、以下の取組を実施することで、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。なお、事業を実施するにあたっては、北方領土問題やその歴史などの訴求内容を事業の特性を踏まえながら適切に判断し分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、イベント参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集を実施するなどして、参加者等の反応や関心度を把握するよう努める。 | 各イベントや啓発等を実施したか 効果的な事業展開に当たり、アンケート調査の実施等必要な工夫を行ったか <評価の視点> イベント等の特性を踏まえながら、分かりやすく伝えるような工夫を行ったか 上記の視点を踏まえ、北方領土問題についての関心と国民世論を高めることに寄与したか | <主要な業務実績> 啓発パンフレット・文具等を作成し、全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。特に北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から、最優秀賞を受賞した標語を啓発用資料・資材で使用し、多くの国民の目に触れることができるよう効果的な啓発・広報媒体として各種啓発事業において活用した。また、啓発用資材（文具）に北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」のデザインを印刷することで、親しみやすく活用してもらえるように工夫を施した。 標語・キャッチコピーについては、協会ホームページ、公募専門誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、5,619 件（昨年度 3,481 件）の応募があった。 ポスターカレンダーについては、一般競争（総合評価落札方式）により作成された。当ポスターカレンダーは、県民会議等の配布先で有効に活用されている。 街頭ビジョン等による啓発については、日本の空港乗降客が最も多い羽田空港内ビジョンにおいて、啓発映像の放映を行うなど効果的な手法により啓発活動を行った。 ホームページについては、協会の活動内容等を迅速に更新するとともに、インターネット上における北方領土に関するニュース記事 | 評価 B <評価に至った理由> 啓発パンフレット・文具等を作成するなど、更なる啓発活動の充実を図るための工夫と努力が認められる。また、標語を広く募集し、優秀作品を啓発・広告媒体で使用することや、街頭ビジョン等での啓発活動を通して、国民に親しみやすくわかりやすい啓発活動を広く行っていることも認められる。 イメージキャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターを用いて、事前の告知や事業の結果通知を行うなど、インターネットを活用した積極的なわかりやすい情報発信のための工夫と努力も認められる。アニメーション動画を利用し、子どもにも親しみやすい啓発活動を行っていることが認められる。加えて、ショッピングモールなどの集客性の高いオープンスペースにおいて啓発活動を行う際は、参加者の興味・関心を高めるため、イベントの内容を参加型プログラムにするなど有効な啓発活動を行おうと着実に取り組んでいると認められる。 | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|
| | <p>ば、イベントの参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集などにより、参加者等の反応や関心を自ら把握するよう努める。</p> | <p>(ア) パンフレット等の啓発用資料・資材の作成 (イ) 標語・キャッチコピーの募集 (ウ) 啓発カレンダーの作成 (エ) 街頭ビジョン等による啓発 (オ) 協会ホームページやSNSを利用して、事業実績などのコンテンツを速やかに更新するなどして情報発信を実施 (カ) 国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための「北方領土ふれあい広場」(仮称)を実施</p> | | <p>をホームページ上で配信するなど情報の迅速な更新に努めた。また、北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターにおいて、北方領土関連イベントの事前告知等の最新情報を公開するとともに、同キャラクターを主人公とした北方領土の豆知識を紹介する2次元アニメーション動画や、北方領土に関する基礎知識を楽しく学べる北方領土学習コンテンツをホームページに公開し、積極的に情報を発信した。</p> <p>「北方領土ふれあい広場」については、若年層を中心に広く一般の方々に参加型プログラムを通じて積極的に北方領土問題にふれてもらう機会を提供し、北方領土問題の理解を促進するために、ショッピングモールなどの集客性の高いオープンスペースにおいて、クイズラリー形式による北方領土啓発パネルの展示、特設ステージにおいてイメージタレント等によるトークや北方領土関連クイズ大会などを開催した。参加者の興味・関心を高めるため、イベント内容を参加型プログラムとすることとしたほか、テレビ、ラジオ、新聞、地元情報誌などを通じて告知広告を行い、世論啓発を促進した。また、イベント参加者には、アンケートを実施した。結果は、92.6%の人が「北方領土問題に非常に関心をもった」あるいは「北方領土問題にやや関心をもった」と回答しており、国民世論の一層の啓発に効果的であった。</p> | <p>また、来場型のイベントではアンケートを実施し、参加者の反応等の確認に努めており、その評価もおおむね良いものと認められる。</p> <p>以上の点から、イベント等の特性を踏まえながらわかりやすく伝える工夫を行うことを通して、北方領土問題についての関心と国民世論を高めるという中期目標等に照らして満足のいく成果であったと認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後とも、国民が幅広く北方領土について知り、触れる機会を創出する工夫を行う様々な取組を期待したい。</p> <p><その他事項> フェイスブックやツイッターは、日常的に情報が発信されることで、より有益かつ魅力あるものと感じるメディアであることから、広報啓発活動という運営目的を踏まえ、運営に際しては、定期的な情報発信を行うよう努められたい。</p> |
|--|--|--|--|---|---|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------|----------------------|-----------------------------|
| I- (2) | 北方4島の交流事業 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 事業番号0143 |

| 2. 主な経年データ | | | | | | | |
|-----------------------------|------|--------------------|---------|---------|------|------|------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | | | | | | | |
| ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 予算額（千円） | | | 260,601 | 281,165 | | | |
| 決算額（千円） | | | 256,746 | 268,311 | | | |
| 経常費用（千円） | | | 255,868 | 268,311 | | | |
| 経常利益（千円） | | | - | - | | | |
| 従事人員数 | | | 2人 | 3人 | | | |

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---|--|--|-----------|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| 北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改善を図る。 なお、政府から、次代の四島交流事業に関 | ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 なお、政府から次代の四島交流事業に関する在り方については、その方針に基づ | 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。 また、政府から示された「平成26年度北方四島交流事業の基本方針」に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用を努める。 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人 | 交流事業及び専門家派遣を実施したか 訪問・受入事業参加者からの意見募集を実施したか 訪問事業参加者から聴取した意見の反映等を行ったか 日本語講師等による報告書・報告会は今後につながる内容であったか 「平成26年度北方四島交流事業の基本方針」に基づき、見直しについて実施関係 | <主要な業務実績> 協会主催の事業では、一般訪問を2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 道推進委主催の事業では、一般訪問2回、後継者2回、青少年1回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 北方四島交流事業においては、昨年度に引き続き住民交流会（文化交流と意見交換を併せて行う）を各訪問で実施した。住民交流会の実施に当たっては、事業参加者には北方領土問題の経緯、日本の主張等についての事前研修会を実施した。北方四島在住ロシア人との交流を行い相互理解を深めた参加者は、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元へ広めるため、県民大会等の場において報告を行うなど、返還運動の活性化に大きく寄与した。 全ての訪問事業でアンケートを実施し、参加者からの意見を収集しており、その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考としている。受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケートを実施し、ほぼすべての団員から事業に対して満足しており、今後ともビザなし交流の継続を望んでいるとの回答を得ている。また、個別プログラムに対する意見や自由記述欄に記載のあった事項については、内容の分析を行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。なお、平成26年度事業においては、通訳の数が限られている中で、四島住民とより多くの会話ができるようにして欲しいとの要望を受け、受入事業に参加した中でロシ | 評価 B | <評価に至った理由> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるという目的に沿って年度計画に沿って着実に実施されている。中でも、要望を踏まえた取組を行うなど交流事業の更なる発展への努力が認められる。また、訪問後においては、その経験を伝承する機会を設けて、報告を行うなど国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割も果たしていると認められる。 さらに、活動結果については、アンケート調査を実施するなどして、その成果を確認しており、とりわけ好意的な意見が多いと認められる。 また、派遣した教育専門家・日本語講師からの報告書の提出、報告会の開催、日本語授業のロシア人受講者に対するアンケートの実施等、今後の事業改善に役立つべく、見直しを行いつつ、計画通り着実に進めていると認められる。 |

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|
| <p>する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。</p> | <p>き、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。</p> <p>② 専門家交流</p> <p>専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</p> <p>特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。</p> | <p>との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。</p> <p>② 専門家の派遣</p> <p>専門家派遣として、教育専門家（中学校社会科教諭）の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。</p> <p>また、日本語講師を3島（色丹、国後、択捉島）へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効果的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。</p> <p>③ その他</p> <p>北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、実施関係団体等による協議を行う。</p> | <p>団体等による協議が実施されたか</p> <p>次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、上記協議の内容の分析・活用は適切に行われているか</p> <p><評価の視点></p> <p>北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備に資するか</p> <p>見直しを踏まえ、交流成果を有効に活用されているのか</p> <p>相互理解の一層の推進という目的に資する協議だったか</p> | <p>ア語ができる大学生等を原則全ての訪問に参加させ、ホームビジットなどで補助通訳として活用した。</p> <p>また、政府から示された方針に基づく見直しの状況については、「道内と青森以南に分けた参加者の是正」の一環で、北対協と道推進委がそれぞれ別個に訪問事業を実施していた教育関係者・青少年訪問事業を共催として、双方の訪問に北海道と青森以南の団員が相互乗り入れを行った。</p> <p>専門家派遣のうち、日本語講師派遣については、3回実施した。テキスト選定、カリキュラムの作成にあたり、これまでのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にするよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。その結果、日本の生活や言語の特徴について、多くのことを学ぶことができたなど良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮していることが明確になった。また、派遣した日本語講師から報告書の提出を受けるとともに、事業報告会を開催し、事業実施に当たっての注意点などについて意見交換を行うなど、今後の事業実施の際の参考となった。</p> <p>教育専門家（中学校社会科教諭）を青少年訪問と合同で協会主催、道推進委員会主催で各1回実施した。教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、国後島・択捉島の教育関係者との意見交換、青少年同士の交流など学校全体と訪問団の交流を実施することが出来た。これらの活動を通じて、島の教育環境や北方領土問題の取扱いの違いなどを知ることにより、教師及び青少年が北方領土問題に対して一層の理解と関心を深めるとともに、問題解決に向けた環境作りを図ることが出来た。</p> <p>「北方四島交流事業の見直しについて」を踏まえた進捗状況その他細部の検討や四島交流事業の更なる活性化のための検討を行うため、返還運動関係者や有識者出席のもと、検討委員会等を実施した。検討委員会では、平成26年度の実施結果を各団体が共有し、次年度以降も住民交流会がより有意義な実施内容となるべく協議、調整等を行い、実施団体と関係省庁とで今後も統一して作業を進めていくこと等について合意するなど、四島交流の円滑で効果的な推進に向けて日本側関係者の意思統一に大変有効であった。また、「北方四島交流事業の見直しについて」に沿った四島交流事業の実施細目について、日本側関係者の意思統一を行うことが出来た。また、返還運動関係者や有識者を交えたPT委員会では、四島交流事業に関する提案、意見が寄せられ、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。</p> | <p>なお、アンケート結果からは良好な意見が寄せられており、本事業が効果を発揮していることが明確になっている。</p> <p>「北方四島交流事業の見直しについて」を踏まえた更なる四島交流事業の活性化のための検討を目的に、検討会を実施し、事業実施結果を各団体が共有し、次年度以降も住民交流会がより有意義な実施内容となるべく協議、調整等を行うなど、四島交流の円滑で効果的な推進に向けた努力が認められる。</p> <p>このように、相互理解の一層の推進という目的に資する活動を通して、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備に資するという目的のために尽力していることが認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p> |
|---|--|---|---|--|---|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------------|----------------------|-----------------------------|
| I- (3) | 北方領土問題等に関する調査研究 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 事業番号0143 |

| 2. 主な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------------------|------|--------------------|--------|--------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | | | | | | | |
| ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 予算額（千円） | | | 11,579 | 12,650 | | | |
| 決算額（千円） | | | 11,614 | 10,884 | | | |
| 経常費用（千円） | | | 11,614 | 10,884 | | | |
| 経常利益（千円） | | | — | — | | | |
| 従事人員数 | | | 2人 | 3人 | | | |

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|--|--|--|-----------|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| 調査研究については、その活用状況を把握する等、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。その上で、返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、次回調査研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。 | 調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。 なお、活用状況を把握するなど、事後における実施効果の検証及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低いものや必要性の低下したものについては積極的に見直し改廃を図る。 | 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るために実施する調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点からテーマを検討し、真に必要な調査研究を行う。 なお、調査研究の結果については、ホームページ等で公表し、アンケートを通じて活用状況を把握するなど実施効果を検証する。 | 啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から真に必要なテーマに絞って調査研究を実施しているか 研究結果についてのアンケートの実施結果及び効果等について検証を行っているか、また、それに基づき見直しを行っているか <評価の視点> 返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する調査研究が実施されているか | <主要な業務実績> 返還要求運動者が啓発活動を効果的に推進するため、現下のロシア情勢を踏まえ、今後の日ロ関係について考察したレポートを作成した。調査研究で作成したレポートについて、協会ホームページにおいて公表するとともにその内容について、四島交流事業に参加した学生にアンケート調査を実施したところ、ほぼすべての学生から「理解できた、わかりやすい」との回答を得ており、返還運動の参考として有効活用されている。 | 評価 B | <評価に至った理由> 適切なテーマを選定した上で、その目的に沿った調査研究が実施されていると認められる。また、その成果についてもホームページ等において適切に公表されている。さらに、調査報告書についてのアンケートを実施して、実施結果及び効果等の検証も行うことが認められる。この結果として、返還運動の参考として有効活用されているということも認められる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項> |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|----------------------|-----------------------------|
| I- (4) | 元島民の援護 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 事業番号 0143 |

| 2. 主な経年データ | | | | | | | |
|------------------------------|------|--------------------|---------|---------|------|------|------|
| ① 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | | | | | | | |
| ② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 予算額（千円） | | | 223,073 | 231,851 | | | |
| 決算額（千円） | | | 216,937 | 225,963 | | | |
| 経常費用（千円） | | | 216,937 | 225,963 | | | |
| 経常利益（千円） | | | — | — | | | |
| 従事人員数 | | | 2人 | 2人 | | | |

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| ①元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援する。 ②北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。 | ①島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。 ②自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援す | ①元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行うとともに、元島民の後継者の育成及び組織連携の強化、活動の推進等を目的とした元島民の後継者が行う活動について支援する。 (イ) 元島民等により構成される団体が、元島民等が所有する貴重な北方領土関連資料を収集・保存する事業や北方領土返 | 「北方地域元居住者研修・交流会」を開催したか 自由訪問の実施状況 元島民の団体が行う返還要求運動等や元島民の活動に対し適切な支援が行われたか 今後の事業に資する報告書の提出を受けたか <評価の視点> 元島民の行う活動や自由訪問に適切な支援が行われているか | <主要な業務実績> 元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催した。研修・交流会に参加した元島民は、返還要求運動の担い手として果たす自らの役割を再確認するとともに、元島民間の連携強化を図ることができ、今後の返還要求運動の推進に効果的であった。 また、署名活動や千島連盟各支部が実施した事業に対して支援を行ったほか元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナー・研修会の実施、後継者をメンバーとしたキャラバン隊啓発活動の実施等の7つの元島民後継者育成対策事業に対して支援を行った。さらに、元島民等が保有する北方領土に居住当時（戦前）の白黒写真等の貴重な資料を収集・整理し、それらを抽出して記録集としてとりまとめるとともに、全国各地における写真パネル展示を開催する事業に支援を行い、啓発活動の充実を図った。 自由訪問については、年7回の訪問を計画したが、天候不良のため1回が中止となり6回実施した。事業の報告書には、事業実施概要、訪問団の手記、訪問地の地図等の記録がまとめられており、訪問者にとっては思い出の記録集 | 評価 | B |
| | | | | | <評価に至った理由> ①元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 北方地域元居住者研修・交流会の開催、署名活動の支援、返還要求運動への支援、北方領土関連資料の収集・保存・整備等に対して、計画通り適切に実施しており、この結果として、島民間の連携を図るとともに、啓発活動にも寄与したことが認められる。 ②自由訪問に対する支援 7度の計画の中で、1回は実施されなかったものの、これは天候不順という外的要因によるものであり、これ以外は全て計画通り実施されている。また、事業報告書についても作成、配布が着実に進められ、元島民の閲覧が可能になるように整備するなど元島民の支援を適切に行っていると認められる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|----------------------|
| | | <p>るとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p> <p>還運動の場において、広く一般国民にわかりやすく伝える映像資料を作成する事業に対して支援を行う。</p> <p>②自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p> | | <p>となった。訪問に参加できなかった方々にとっては、ふるさとの現状を知ることのできる貴重な報告書となっているとともに、訪問参加者の希望等も記されており、今後の事業実施の参考に供するものとなっている。なお、この報告書は、千島連盟各支部に配付し、多くの元島民が閲覧できるようにしている。</p> | <p><その他事項></p> |
|--|--|---|--|--|----------------------|

4. その他参考情報

| |
|--|
| |
|--|

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------------------|----------------------|---|
| I-（5） | 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 事業番号0144 |

| 2. 主な経年データ | | | | | | | | |
|------------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|------|------|------|--|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| リスク管理債権比率 | 全国預金取扱金融機関の24年度末平均比率2.94%以下に抑制（参考 25年度達成目標：3.02%以下） | 1.93% | 1.70% | 1.13% | | | | |
| 修学資金 | 新規契約時及び契約更新時に成人に達した修学者の80%以上と連帯債務契約を締結 | 対象者の100%と連帯債務契約を締結 | 対象者の100%と連帯債務契約を締結 | 対象者の100%と連帯債務契約を締結 | | | | |
| 更生・生活資金につき、資金のリスク管理債権の残高 | 前中期計画期間中の目標額の90%以下（29,692千円以下）に抑制 | 8,480千円 | 6,726千円 | 5,025千円 | | | | |
| 住宅資金（新築を除く）につき、資金のリスク管理債権の残高 | 前中期計画期間中の目標額の90%以下（46,141千円以下）に抑制 | 25,276千円 | 21,707千円 | 18,398千円 | | | | |
| ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | | |
| 予算額（千円） | | | 119,001千円 | 108,249千円 | | | | |
| 決算額（千円） | | | 80,069千円 | 73,471千円 | | | | |
| 経常費用（千円） | | | 77,257千円 | 71,958千円 | | | | |
| 経常利益（千円） | | | 20千円 | － | | | | |
| 従事人員数 | | | 3人 | 3人 | | | | |

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| 旧漁業権者法に基づき、融資事業を実施する。その際、法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等に鑑み、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に | ①融資制度の周知 融資の内容及び手続並びに借入資格の承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。 | ① 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会合等を活用し、融資を受ける方法と生前承継・死後承継について周知の徹底を図る。 | <主な定量的指標> リスク管理債権比率を全国預金取扱金融機関の24年度末平均比率2.94%以下に抑制しているか 修学資金について、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債 | <主要な業務実績> 融資制度の周知について、融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について個別対応をする融資相談会を開催するとともに、協会ホームページにおいて情報の掲載を行った。また、リーフレットの送付や生前承継者になり得る二世に対するダイレクトメールの発送などを行った。さらに、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。 関係金融機関との連携強化については、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の | 評価 | B |
| | ②関係金融機関と連携強化 制度利用の円滑化を図るた | | | | <評価に至った理由> 開催要請を踏まえて、融資説明・相談会を実施したことを始め、ホームページへの情報掲載、リーフレットの送付、死後承継者になり得る二世へのダイレクトメールの発送等の取組を計画通り実施しており、周知の徹底が図られたと認められる。 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| <p>必要な資金の低利融資を行う。</p> <p>融資資格の承継については、法の趣旨に照らして引き続き的確な審査を実施するとともに、事業結果の把握・分析・検証を行うことによって、融資メニューの見直しについて検討するものとする。</p> <p>また、以下の措置を継続して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人資金の貸付を停止すること。 ・生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持すること。 | <p>め、関係金融機関（転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。）との連携を一層強化する。</p> <p>③事業結果の分析・検証</p> <p>融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等进行分析・検証することとし、法の趣旨に照らして融資メニューの見直しを検討する。</p> <p>④融資資格承継の的確な審査</p> <p>融資資格の承継手続を行う際には、法の趣旨に照らして、引き続き的確な審査を実施する。</p> <p>⑤リスク管理債権の適正な管理</p> <p>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> | <p>② 関係金融機関との連携強化</p> <p>制度利用の円滑化を図るため会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。</p> <p>③ 事業結果の分析・検証</p> <p>融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等进行分析・検証することとし、必要に応じて融資メニューの見直しを検討する。</p> <p>④ 融資資格承継の的確な審査</p> <p>法の定める承継要件の確認を戸籍謄本等の公証やその他必要書類を申し受けることにより確実にを行い、引き続き的確な審査を実施する。</p> <p>⑤ リスク管理債権の適正な管理</p> <p>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。</p> <p>(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合（リスク管理債権比率）を全国預金取扱金融機関の24年度末平均比率2.94%以下に抑制する。</p> <p>(イ) 更生・生活資金のリスク管理債</p> | <p>務契約を締結（対象者の80%を達成目標とする）</p> <p>資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下（46,141千円以下）に抑制しているか。</p> <p><その他の指標></p> <p>融資制度についての説明・相談会、関係金融機関の会議、融資業務説明会を実施したか</p> <p>融資メニューの見直しに向けて取り組んでいるか</p> <p>融資資格承継についての的確な審査を実施しているか</p> <p>個人情報の適切な管理の取組状況</p> <p><評価の視点></p> <p>関係金融機関との連携により制度利用の円滑化は進んでいるか</p> <p>借入者の返済能力等を勘案しつつ審査を行っているか</p> <p>信用リスクの管理が適切に行われているか</p> | <p>促進を図るため、漁業協同組合担当者会議や関係機関実務担当者会議を開催した。また、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情報を提供するとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るため、根室管内8漁協及び大地みらい信用金庫との業務打合せを開催した。</p> <p>事業結果の分析・検証については、今中期目標期間中における融資メニューの見直しの実施に向け、引き続きデータの収集を行った。</p> <p>融資資格継承の的確な審査については、戸籍謄本等の公証やその他必要書類に基づいて要件確認を実施した。</p> <p>リスク管理債権の適正な管理については、借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行うため、事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っている。また、資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っている。収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で協議し審査を行っている。</p> <p>信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、平成26年度も電話・文書督促に加え、実態調査を実施し、管理・回収に努めた。1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。</p> <p>破綻先債権の管理については、破綻手続の債権届出等、相手弁護士との連絡を密にし、適切に対処している。また、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い、債務承認と返済約定書の徴収に努めている。個人情報の管理状況については、管理グループに1名、融資グループに2名の個人情報取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理に努めている。</p> <p>平成26年度末のリスク管理債権比率は、1.13%で、計画の2.94%以下を達成している。リスク管理債権比率の抑制に向けた対策として、電話督促、実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努め、リスク管理債権総額は、昨年度に比べ23,888千円減少した。また、リスク管理債権額の抑制に向けた取り組みとして、引き続き初期延滞者に対する督促を重点的に行うとともに、一層の縮減を図るため、新規貸付の際には、個人情報システムを活用し、多重債務者の把握に努めている。平成26年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額は前年度比1,701千円縮減の5,025千円であり、29,692千円以下に抑制するという計画を達成できた。修学資金については、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る100%の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化がなされた。住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金の平成26年度末のリスク管理債権額は前年度比3,309千円縮減の</p> | <p>また、関係金融機関との連携強化について、計画通り研修会や担当者会議等が実施され、制度利用の活性・円滑化に努力していると認められる。</p> <p>事業結果の分析・検証のため、融資メニューの見直しに向け、データ収集を開始したと認められる。</p> <p>また、融資業務研修会を開催して、業務方法書の改正内容や借入資格の承継手続等の説明を行い、協会の融資行に対しての理解を深めるのと同時に、利用の促進を図ったことが認められる。</p> <p>融資資格承継の審査については、戸籍謄本等の公証やその他必要書類に基づいて、要件確認を適切に実施したと認められる。</p> <p>さらに、借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行うため、事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っていること、また、資格者の高齢化を踏まえ、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っていると認められる。</p> <p>信用リスクの管理については、リスク管理債権比率は1.13%であり、計画の2.94%以下を達成しており、中期目標等に基づいて適切に行われていると認められる。</p> <p>また、修学資金については、平成24年より対象者の100%が連帯債務契約を締結している。住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権額について</p> |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|
| | | | <p>権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(29,692千円以下)に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。</p> <p>(エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(46,141千円以下)に抑制する。</p> <p>⑥ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p> <p>⑦ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。</p> | | <p>18,398千円であり、46,141千円以下に抑制するという計画を達成することができた。</p> <p>元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、理解の進行と意見交換を目的として支部長・啓発推進員融資業務研修会を開催した。研修会では、業務方法書の改正内容と借入資格の承継手続きについて重点的に説明した。活発な質疑応答により参加者の理解は深まった。</p> <p>法人資金の貸付については、平成20年度以降、取り扱いを停止している。</p> <p>また、平成25年度業務実績評価において、漁業研修所を修学資金の対象機関に加えることを検討すべきとの意見があった。これについては、従前から法対象者を中心に要望があったところでもあり、これらを踏まえ検討を行った結果、平成27年度より北海道立の漁業研修所を修学資金の対象として加えることにした。</p> <p><課題と対応></p> | <p>も46,141千円以下が目標であるところ、平成25年度に続き、18,398千円と大きく下回っていることが認められる。</p> <p>以上の点から、中期目標等記載の目標や指標に対して、おおむね満足のいく水準に達していることが認められる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>今後とも、更なる融資制度の周知徹底を図ることが望まれる。今後とも、リスク管理には十分な注意を払われたい。確実な償還に資するための工夫を行う様々な取組を期待したい。</p> <p>また、修学資金についても、引き続き取組を継続されたい。</p> <p><その他事項></p> |
|--|--|--|--|--|---|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|--------------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------|------|--------|-------------------------|
| II-1 | | 一般管理費の削減 | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | | 事業0144 | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 一般管理費の削減率 | 対平成24年度比7%削減 | 43,302千円 | 42,677千円 （1.4%削減） | 42,061千円 （2.9%削減） | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| 一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成29年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成24年度）に対して、7%削減する。 | 一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成29年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成24年度）に対して、7%削減する。 | 中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。 | <p><主な評価指標> 一般管理費の削減状況</p> <p><評価の視点> 事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか</p> | <p><主要な業務実績> 一般管理費（人件費及び一時経費を除く）の削減については、連絡会議等を開催し職員の意思疎通を図り、事務の効率的、効果的な遂行に努めるとともに、各種業務マニュアルの整備、ペーパーレス化の推進などにより、平成26年度予算額は中期目標に基づき、前年度に対して616千円の効率化を図ることができ、削減目標の達成に向け計画どおり削減を図っている。</p> | | <p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 一般管理費については、中期目標期間における削減目標の達成に向けて、様々な取組を行っており、前年度に対して616千円の効率化を達成するなど、中期目標における目標の達成に向けて、着実な努力が認められる。</p> <p><今後の課題> 引き続き中期目標の水準を達成するべく、業務経費の効率化を推進されたい。</p> <p><その他事項></p> |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| | | | |
|--------------------|----------|-------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
| II-2 | 業務経費の効率化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------------|--------------------|--|--|------|------|------|-------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務経費の削減率 | 毎年度前年度比-1% | — | 一般業務勘定 8,180千円の効率化 貸付業務勘定 170千円の効率化 | 一般業務勘定 8,367千円(1%)の効率化 貸付業務勘定 168千円(1%)の効率化 | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|--------------------|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| 業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。 | 業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。 | 業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。 | <p><主な定量的指標> 業務経費の効率化状況</p> <p><評価の視点> 評価項目に記載された各種支援事業等における経費の節約を行ったか</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>【一般業務勘定】 平成25年度予算額（836,601千円・一時経費除く）から1%（8,367千円）の効率化を図った。 具体的な取組として、県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設の利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材について、協会で一括作成し、提供するなど経費削減と効果的な事業の実施を図った。</p> <p>【貸付業務勘定】 平成25年度予算額（16,780千円・借入金利息、貸倒引当金繰入等を除く）から1%（168千円）の効率化を図った。</p> | | <p>評価</p> <p>B</p> | <p><評価に至った理由></p> <p>業務経費の効率化については、職員間の意思疎通を図るとともに、県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設の利用促進や各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材について協会で一括作成するなどの各種取組が認められる。この結果として、昨年度比1%の効率化が図られており、中期目標や中期計画における目標値に照らして、満足のいく効率化が図られていると認められる。</p> <p><その他事項></p> <p>業務経費の効率化については、長期にわたり真摯に取り組んできており、限界にも達していることから、今後は、むしろ、費用対効果や施策の有効性を勘案することが重要と思われる。</p> |

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|---------|-------------------|--|
| II-3 | 人件費の適正化 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|-------------|------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| | 主な指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|---|---|---|-----------|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| 人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 | 人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 | 人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組む、その検証及び取組状況を公表する。 | 政府の方針を踏まえた人件費の見直し状況 <評価の視点> 国家公務員との比較指数を検証したか 検証結果及び取組状況を公表したか | <主要な業務実績> 役職員の給与に関しては人事院勧告に準じて、給与規程の改正を適宜行っている。平成 26 年度における当協会職員給与水準と国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、国家公務員を 100 とした場合、当協会は、103.0 であり、国家公務員の給与とほぼ同水準であった。ただし、地域や学歴を勘案した水準では国家公務員より低い水準となっている。この状況については、協会ホームページで公表した。 | 評価 | B <評価に至った理由> 役職員の給与に関しては人事院勧告に準じて、給与規程の改正を適宜行っていると認められる。また、協会職員給与水準と国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、今年度においても地域や学歴を勘案した水準では92.8と国家公務員より低い水準となっている上、協会ホームページで公表していることから、中期目標に照らして満足のいく成果であるといえる。 |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------|-------------------|--|
| II-4 | 一般競争入札の実施 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 一者応札・一者応募件数 | 0件 | 3件（24年度） | 0件 | 0件 | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| <p>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月）を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き</p> | <p>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き「1者応札・1者応募にかか</p> | <p>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。一般競争入札等の実施に当たっては、「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを行うとともに、一者応札・一者応募の縮減のため、「1者応札・1者応募にかか</p> | <p>一者応札・一者応募件数 随意契約等見直し計画（平成22年3月）に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行うとともに、取組状況を公表したか <評価の視点> 随意契約によることのできる場合の要件を明確に定めているか 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか 予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由</p> | <p><主要な業務実績> 「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行うとともに、協会ホームページにおいて取組状況を公表している。その結果、真にやむを得ない5件について随意契約を行った。一者応札・一者応募の案件はなかった。 会計規程等により、随意契約によることのできる要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、予定価格の作成・省略に関する基準について国と同様の基準を定めている。総合評価方式、企画競争については、取扱要領を定めており、公募については、調達の都度要領を定め実施している。 会計事務の処理方法・内容について、監事及び会計監査人から定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行っている。具体的には、入札や契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。こうした監査結果を理事長に報告するなど審査体制の実効性の確保に努めている。</p> | <p>評価 B <評価に至った理由> 監事監査の結果、入札・契約についての合理性が認められ、会計監査人からも財務諸表監査の枠内で監査を受けるとともに、随意契約審査委員会・総合評価審査委員会・契約監視委員会を設置するなどして、審査体制を適切に整備しつつ、その取組について適宜チェックしていることが認められる。また、規程・基準・要領・マニュアルを適切に整備していることが認められる。一般競争入札を原則としつつ、随意契約については必要性確認の上、対応を行った結果、随意契約の締結については、真にやむを得ない5件のみであった。 さらに、一者応札・一者応募については、様々な工夫を行った上で見直しを行った結果、当年度においても0件となっており、「随意契約等見直し計画」に基づいて、契約の適正化に向けた着実な取組を行っていることが認められる。 以上の点から、目標の水準を満たしていることが認められる。</p> | |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| <p>き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする。</p> | <p>21年6月協会決定)に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。</p> | <p>仕様書の見直しなどを図るものとし、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。</p> | <p>や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準としているか</p> <p>総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか</p> <p>事務の実施状況について継続的に検証を行っているか</p> <p>審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか</p> <p>監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか</p> | | |
|--|--|---|---|--|--|

4. その他参考情報

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------|-------------------|--|
| II-5 | 内部統制 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---|---|--|--------------------|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。 | 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。 | 内部統制・ガバナンス強化については、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、監事の指導も得ながら、定期的な部内連絡会議を実施するなどして、日常的なモニタリングを行うとともに、財務諸表監査の枠内にお | <p><評価の視点></p> <p>コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか</p> <p>定期的な部内連絡会議を実施し、日常的にモニタリングを行っているか</p> <p>財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容を職員に対し周知し、必要な対応を検討したか</p> <p>理事長は、協会の内部統制の現状等を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されて</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>「コンプライアンス規程」を始めとする各種規程を整備し、その他関係法令及び内部規程と合わせて、日々の業務において法令遵守を徹底するよう定期的に開催している連絡会議等の場において職員に注意喚起を行うとともに、モニタリングを実施している。また、職員の意識向上を図るため、コンプライアンス研修を開催した。常勤職員17名と小規模な組織であるので、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起している。また、連絡会議等を通じて、常日頃より理事長が組織運営方針等を役職員に伝えるなど、その周知と理解に努めることで、常に理事長がリーダーシップを発揮できる環境づくりに努めている。</p> <p>財務諸表監査において監事及び会計監査人から聴取した意見、「コンプライアンス委員会」において外部委員を含めた委員から聴取した意見のほか、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容について、連絡会議の機会を捉えて職員に周知したほか、理事長は、コンプライアンス規程に基づき、内部統制の現状について、定期的に報告を受けている。なお、「コンプライアンス委員会」からは現状の適正把握に努めている</p> | <p>評価</p> <p>B</p> | <p><評価に至った理由></p> <p>「コンプライアンス規程」を始めとする各種規程を整備し、日々の業務において法令遵守を徹底するよう、連絡会議の場において、職員に注意喚起を行うなど日常的モニタリングが行われており、内部統制・ガバナンス強化に向けた着実な努力が認められる。また、財務諸表監査における監事及び会計監査人からの意見、「コンプライアンス委員会」からの意見、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容について、連絡会議の機会を捉えて職員に周知するなど、小規模な組織の利点を活かしたコンプライアンスの遵守に取り組んでいると認められる。理事長は内部統制の現状等について適切に把握していると認められる。</p> <p>また、各部署のアクションプランを設けて、モニタリングを実施し、結果についての報告、次年度への反映に努めるなどの取組が認められる。</p> <p>理事長のマネジメントに対する検証</p> |

| | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|
| | | <p>る会計監査人からの意見や「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続き内部統制・コンプライアンスの充実・強化を図る。</p> | <p>いるか</p> <p>理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか</p> <p>アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行いその結果を次期アクションプラン及び予算等へ反映しているか</p> <p>監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、理事長及び関係役員に対する報告をしているか</p> | <p>との評価をいただいている。</p> <p>理事長のマネジメント推進のため、5年ごとの中期計画と、毎年設定する年度計画をブレークダウンした各部署単位のアクションプランを詳細に設定している。アクションプランのモニタリングについては、業務全般について総務担当が、会計業務について会計担当が実施している。また、1つのアクションプラン終了ごとに結果を報告させ、その結果を次年度のアクションプランの実施等に反映すべく努めている。</p> <p>理事長のマネジメントに対する検証は、監事監査の際に行い、理事長を始めとする役員は監事より監査結果の報告を受けている。また、改善の必要があった場合には、早期改善に努めている。</p> | <p>を監事監査の際に行い、監事より監査結果の報告等が適切に行われているものと認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p>引き続き、理事長、監事及び会計監査人の三者ディスカッション等を通じたリスク・マネジメントや内部統制・ガバナンスの強化及びコンプライアンスの充実に期待したい。</p> <p><その他事項></p> |
|--|--|---|--|---|---|

4. その他参考情報

| |
|--|
| |
|--|

| | | | |
|--------------------|------------|-------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
| II-6 | 運営費交付金金額策定 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。 | 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。 | <p><評価の視点></p> <p>運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか</p> <p>決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>運営費交付金額の算定に当たっては、債務残高を踏まえ、厳格に算定するとともに、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を官報だけでなく、協会ホームページ、各事務所に常設するなどの公表を行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めている。</p> | | <p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>債務残高を踏まえ、運営費交付金が厳格に算定されており、また、官報に加え、協会ホームページ、各事務所に常設するなどの公表を行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めていると認められることから、中期目標等に照らして、満足のいく実績を上げていくことが認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p> |

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| |

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|-------------------|--|
| III-1 | 一般業務勘定 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 短期借入金限度額 | 5千万円 | — | 該当なし | 該当なし | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---|---|-------------------|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。 | 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。 | 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。 | <主な定量的指標> 運営費交付金に係る短期借入金額 <評価の視点> 短期借入金の借入を行う理由とその用途は適正か 短期借入金の金額は適正か | <主要な業務実績> 該当なし | 評価 | — |
| | | | | | <評価に至った理由> 短期借入金がないため、評価の対象外。 <今後の課題> <その他事項> | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|-------------------|--|
| III-2 | 貸付業務勘定 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------------|--------------------|--------------|--------------|------|------|------|--------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値(前中期目標期間最終年度値等) | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 短期借入金限度額 | 年間 14 億円以内 | — | 7 億 9,000 万円 | 7 億 4,000 万円 | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---|--|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。 | 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。 | 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。 | <主な定量的指標> 貸付事業に係る短期借入金額 <評価の視点> 短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か 短期借入金の金額は適正か | <主要な業務実績> 実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。資金計画では、11億5,000万円の借入を予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった7億4,000万円を借り入れた。 | 評価 | B |
| | | | | | <評価に至った理由> 短期借入金においては、貸付業務勘定で目的を限定し、限度額以下の借入を行ったのみであり、その水準は中期目標等における水準に達しないものであったことから、中期目標等に照らして満足いく実績であると認められる。 <今後の課題> <その他事項> | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|-----------------|-------------------|--|
| IV-1 | 重要な財産の処分等に関する計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|----------------------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|--|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| 長期借入金の借入先金融機関への担保に供する基金資産額 | 10億円 | — | 10億円 | 10億円 | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。 | 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。 | 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。 | <p><主な定量的指標> 担保に供する基金資産額</p> <p><その他の指標> 担保の差し入れ先の選定は妥当か</p> <p><評価の視点> 担保の提供方法は妥当か</p> <p>低利な資金調達が可能となっているか</p> | <p><主要な業務実績> 設立時に国から交付された10億円の基金については、長期借入金取引のある民間金融機関において預入期間1年の定期預金で運用し、借入金の担保に供している。資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態から選定しており、現在の預入先は、北洋銀行4億円、北海道信漁連2.5億円、信金中央金庫1.5億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円としている。貸付金原資の確保のために毎年継続的に長期借入金をすることが想定されることから、担保の提供方法は、根質権としている。平成26年度においては、担保差入金額までの長期借入金については、預入利率プラス0.5%の0.525%、それ以外の長期借入金については、長期プライムレートの1.15%という低利率で資金調達することができた。</p> | | <p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し基金資産10億円を担保に供している。いずれの金融機関も融資取引があり、借入金との相殺が可能な規模であることから、差入先、提供方法は妥当であると認められ、また、中期計画等の記載と同等水準であることから、計画等に照らして満足いくものであると認められる。</p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p> |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------|-------------------|--|
| IV-2 | 剰余金の使途 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|---|-------------------|--------------------------------|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。 | 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。 | 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。 | 職員の研修機会を設けたか <評価の視点> 剰余金の使途は適正か | <主要な業務実績> 該当なし | 評価 | — |
| | | | | | <評価に至った理由> 剰余金がないため、評価の対象外。 | |
| | | | | | <今後の課題> | |
| | | | | | <その他事項> | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--------------|-------------------|--|
| IV-3 | 施設及び整備に関する計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|---|-------------------|--|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | （1）施設及び設備に関する計画 羅臼国後展望塔について必要な改修を行う。 | （1）施設及び設備に関する計画 羅臼国後展望塔について必要な改修を行う。 | 展望塔について必要な改修を行ったか | <主要な業務実績> 羅臼国後展望塔の改修については、平成 26 年 11 月に改修工事が完了した。 | 評価 | B |
| | | | | | <評価に至った理由> 羅臼国後展望塔の改修工事については必要な改修が行われたと認められる。 <今後の課題> <その他事項> | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| | | | |
|--------------------|----------|-------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
| IV-4 | 人事に関する計画 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|--|--|--|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| <p>（1）業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図る。また、事業の円滑な実施のため、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。</p> | <p>（2）人事に関する計画 職員の適性を的確に把握し、適性に合った人員配置を行う。</p> <p>業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。特に、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルを考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。</p> <p>期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。</p> | <p>（2）人事に関する計画 職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。</p> <p>業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。また、職員のロシア語習得の推進に努める。</p> | <p><その他の指標> 職員の適正に合った人員配置がされているか</p> <p>職員のロシア語習得の推進や各研修会への派遣など業務上必要な知識・技術向上を目指しているか</p> <p><評価の視点> 職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図れているか</p> | <p><主要な業務実績> 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）の組織を目指し、組織の見直し、両勘定間の連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための検討を行った結果、平成17年4月に組織規程の改正を行い、課制（事務局総務課を除く）を廃止し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めながら、人員配置を行うよう努めた。組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすことにより、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。</p> | <p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 極めて限られた人数の中で、スタッフ制を採用して職員の語学力等の適性を見極めながら、人員配置を行ったり、また、各種研修会に職員を積極的に派遣するなどして職員の能力向上の推進に努めたりするなど、最大限の努力を行っていると思われる。</p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p> | |

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| |

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|----------------|-------------------|--|
| IV-5 | 中期目標期間を超える債務負担 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|---|-------------------------|------------------------------------|--------------------|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| | <p>（3）中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p> | <p>（3）中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p> | <p>中期目標期間にわたっての契約状況</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>該当なし</p> | <p>評価</p> <p>—</p> | <p><評価に至った理由></p> <p>次期中期目標期間にわたって契約を行っていないので評価対象外。</p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p> |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|------------|-------------------|--|
| IV-6 | 情報セキュリティ対策 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|--------------------|------|------|------|------|------|-------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | 主務大臣による評価 | |
| （2）政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。 | （4）情報セキュリティ対策 政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。 | （4）情報セキュリティ対策 政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。 | 情報セキュリティ対策の実施 <評価の視点> 情報セキュリティ対策の向上が図られているか | <主要な業務実績> 職員は、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティの確保に努めるとともに、意識の向上を図るため情報セキュリティに関する研修を実施した。 | 評価 | B |
| | | | | | <評定に至った理由> 政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティ水準を引き上げるとともに、職員に対し情報セキュリティに関する研修を行い、意識の向上に努めたと認められる。 <今後の課題> <その他事項> | |

| 4. その他参考情報 |
|------------|
| |